

第6条(保育の記録)

- 1 事業者は、保育園において乳児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約終了後又は契約の解約後5年間保存します。なお、保存期間が経過した際には第12条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。

第7条(契約時間等)

- 1 契約時間
契約時間等は、支給認定証の認定区分を確認し保育時間を決めるものとします。
- 2 利用時間の延長
上記の契約時間を超えて、開園時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

第8条(料金)

保護者が保育サービスの対価として事業者を支払う料金等は、「市が算定する保育料」及び「延長保育利用料金」とする。

第9条(料金の支払)

- 1 市が算定する保育料について、事業者が明細を付して前月25日までに保護者に請求し、保護者は翌月10日までに事業者へ口座振込払の方法で支払います
- 2 延長保育利用料金について、事業者は明細を付して翌月初めに保護者に請求し、保護者は請求があった請求月の10日までに事業者へ現金払いで支払います。
- 3 退園する場合の清算料金について、第1項及び第2項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ口座振込の方法で支払います。
- 4 事業者は、保護者から希望のあった際に限り、利用者に領収証を発行します。

第10条(契約の解除)

- 1 保護者又は乳児の事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の前月20日までに事業者に書面にて申し出るものとします。前月20日以降に退園を申し出た場合、保護者は、市が算定した保育料の翌月分全額に相当する金額を支払うものとします。認可施設の転園などに関しては、この限りではない
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④ 事業者が乳児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合

- 3 事業者は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて、理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 保護者が第8条に定める料金の支払いを遅延（2ヶ月分）した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
 - ② 保護者が事業者や保育所従業者又は他の利用者（保護者、乳児）に対して、重大な背信行為を行った場合
- 5 事業者は、保護者及び乳児が、第5条第1項の入園要件を満たさなくなった場合、契約を解除することができます。

第11条（退園時の協力）

事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退園する際には、保護者希望や乳児の環境の変化を勘案し、転園先の確保に努めます。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 第1項の定めに関わらず、保育所運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

第13条（緊急時の対応等）

- 1 事業者は、保育中に乳児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保育中、乳児がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行うものとします。

第14条（賠償責任）

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償します。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

第17条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、埼玉地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第18条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

登園における保育・教育提供を開始するにあたり、本書面に基づき契約書の説明を行いました。

保育園：特定非営利活動法人NAKED HEART SPORTSにいざ馬場保育園

所在地：埼玉県 新座市 馬場3-11-13 瀧商新座ビル102

説明者：園長 松本 聡子 印

私は、書面に基づいてにいざ馬場保育園の利用にあたって契約の説明を受け、同意しました。

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄： 父・母